

# 第 5 回合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 5 月 6 日 ( 木 ) 午後 2 時 0 0 分 ~

場 所 広見町民会館 3 階大会議室

広見町・日吉村合併協議会

## 第5回広見町・日吉村合併協議会 会議録

1 招 集 日 時	平成16年5月6日(木) 午後2時00分										
2 招 集 場 所	広見町民会館 3階大会議室										
3 協 議 会 の 開 閉 時 刻	開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時45分										
4 出席委員の氏名	広 見 町	町 長	松 浦	甚 一	日 吉 村	村 助	長 役	山 大	本 森	雅 時	之 政
		収入 役	河 坂	通 末			夫 光	長 員	大 山	森 本	時 重
		議 員	松 本	八 重		議 員	山 芝	崎 木	重 正	保 進	
		議 員	松 二	建 一		議 員	馬 渡	辺 本	文 幸	雄 孝	
		議 員	山 谷	隆 哲		議 員	宮 宮	本 田	幸 芳	進 孝	
		議 員	酒 井			議 員	入	本 田	伸 介	春 介	
		議 員				議 員					
5 欠席委員の氏名	広見町 宇和島地方局長 岩 本 益太郎 丹生谷 光 嘉										
6 職務のため出席した者の氏名	宇和島地方局 小 谷 龍 也 広見町 甲 岡 秀 文 日吉村 音 地 博										
7 出席した事務局職員の職氏名	事務局長 高田 正博 班員 渡邊 妙子 次長 家森 康之 班員 鷺見 寿徳 総務班長 松本 幸男 班員 布 正幸 計画調整班長 宮本 茂幸										
8 広見町・日吉村合併協議会規約第11条により出席を求めた者の職氏名											
9 傍聴人の数	6人										
10 協議事項	下記のとおり										
11 その他											

## 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 開 議

### 4. 会議録署名議員の指名

### 5. 報 告

- (1) 報告第14号 新町名候補選定小委員会報告について

### 6. 協 議

#### ( 継続協議 )

- (1) 協議第 3号 新町の名称について

#### ( 新規協議 )

- (1) 協議第57号 公共的団体等の取扱いについて
- (2) 協議第58号 各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて
- (3) 協議第59号 各種業務事業（下水道業務）の取扱いについて
- (4) 協議第60号 各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて

### 7. その他

- (1) 「大字」について
- (2) 第6回広見町・日吉村合併協議会の日程について

### 8. 閉会あいさつ

### 9. 閉 会

家森次長 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第5回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長 皆さん、こんにちは。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べたいと思います。

まず最初に、去る4月25日に執行されました広見町長選挙におきまして、松浦町長が4選を見事に果たされました。ご承知いただきますような内容でありますし、選挙の争点といえますが、いささか合併の問題等もあったようでございますけれども、引き続いて松浦町長が4選されたということは、私どもの取り組みに対する地域の方々の適切ご判断をいただいたというふうに理解をいたしております、心から敬意を表したいわけにあります。それぞれ皆さん方、祝意を申し述べられていると思いますけれども、改めましてこの会として、会長であります私の方からも改めましてご当選お祝い申し上げたいと思います。大変おめでとうございました。よろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

松浦町長 ありがとうございます。

山本会長

さて、今日は特に快晴でありまして、昨日立夏というふうなことでもありますし、本当に目に飛び込んできますこの若葉の緑、まことにすがすがしい思いをいたしております。そういうことでございまして、残されております時間は限られてまいりましたけれども、続いて粛々と誠意のあるご審議をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

今日は地方局長、ちょうど本日3時から宇和島地域の合併協議会もあるようでありまして、ご承知いただきますような状況で大きく揺れておるようでありますけれども、それはそれといたしまして、私どもといたしましては今日ご提案申し上げますと、残ります案件がわずか1件ということになるようでございます。今までに尽くしていただきました皆さん方のご協力、ご支援に厚く御礼申し上げます。どうか今日の審議も適切ご発言の中で、適切ご判断をちょうだいいたしますようお願い申し上げます。開会のごあいさつにかえます。よろしくお願ひ申し上げます。

家森次長

会議に先立ちまして、本日は広見町の岩本委員、それから先ほどありましたように丹生谷宇和島地方局長、そして顧問の赤松県議と高山県議が、所用により欠席しておることをご報告申し上げます。

では、協議会規約の規定によりまして、これからの会議進行は山本会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

山本会長

それでは、会議に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。広見町の松田委員、日吉村の宮本幸孝委員にお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、日程第5、報告案件が1件ございます。

報告第14号新町名候補選定小委員会の報告について、宮本委員長から報告をお願いしたいと思います。

宮本委員長

失礼します。それでは、第2回の新町名候補選定小委員会を16年4月28日、この会議場におきまして行ったわけでございます。委員1名が欠席されましたが、なお欠席されましても、その義務として町名の候補選定は事務局の方へ送っていただいております。

まず選定基準として、新町名候補は漢字、平仮名及び片仮名により表記された読み書きが容易な名称で、次の1から5の条件の1つ以上に該当する名称とする。

1番目には、広見町、日吉村の地理的なイメージを表現している名称、2番目には広見町、日吉村の歴史や文化にちなんだ名称、3番目には広見町、日吉村の住民の理想や願いを表現した名称、4番目には広見町、日吉村の特徴を表現した名称、5番目にはその他新町にふさわしい名称としました。

また、選定に当たっての留意事項として、1番目には名称の部分についてのみ選考の対象とする。2番目に、町はちょうと読む。3番目に、漢字については基本的な常用漢字を使用するものとするということを再度確認をいたしました。

なお、選定作業は、第1次選定作業として応募件数別途一覧表の229種類の中から小委員会の各委員が選定基準により新町の名称にふさわしいと考える名称を5作品選びました。

次に、第2次選定作業として、第1次選定で委員の投票数の多い順に5候補を選定することを確認しました。その結果、3候補が決定し、残りの2候補については3作品が同数となったため、委員の無記名による投票により2候補を選定いたしました。

なお、第1次選定の結果については、小委員会資料に添付しておりますのでお目通しくださいます。

この結果は、新町名候補につきましては鬼北、広吉、吉見、見吉、美郷の5候補を選定いたしました。

なお、アイデア賞3作品についても選定作業を行いました。新町名の候補が確認された後、決定することとしました。

以上、第2回新町名候補選定小委員会の協議会の報告とさせていただきます。

以上です。

- 山本会長            ありがとうございます。  
報告事項でございますのでこれで置きたいわけではありますが、案件、案件でございますので、何かご質疑がございましたら承っておきたいと思いをします。
- 一同                なし。
- 山本会長            格別ないようでございますので、報告事項でございますから報告のとおり承認することにさせていただきます。  
それでは続きまして、日程第6、協議に入らせていただきます。  
まず最初に、継続協議になっておりますが、協議第3号新町の名称について、本案を議題として事務局の説明を求めたいと思いをします。
- 松本班長            失礼をいたします。会議資料の2ページになります。お聞きください。  
協議第3号継続協議新町の名称について。  
新町の名称について提出する。  
これにつきましては、今ほど新町名候補選定小委員会宮本委員長の方から報告がありましたとおり、小委員会において新町名候補5点を選定した後、協議会に諮って新町名を決定するということになっておりましたので、お手元資料3ページの方になりますし、先ほどの宮本委員長の報告と重複いたしますけれども、候補5候補を読み上げて提案にかえさせていただきます。  
まず1点目は、鬼北、2点目が広吉、3点目が吉見、4点目が見吉、5点目が美郷、以上5候補になります。協議会で十分審議をいただいた上で町名を決定していただいたらと思いをします。  
なお、町名の候補の募集の結果等につきましては、お手元に配付しております新町名候補選定委員会第2回委員会資料等につけておりますのでお目通しをしていただいたらと思いをしますけれども、ちょうど新町名候補募集要領に基づきまして、4月1日から4月25日まで募集を行いまして、その間830件の応募がありましたけれども、そのうち10件無効がございましたので、残り820件の応募が日吉村、広見町の住民の方からありました。これを事務局の方で集計をいたしました結果、先ほど委員長が申し上げましたとおり、229種類の新町の名称の候補がありましたので、この中から選定基準、それから選定方法に基づきまして5候補を小委員会において選定をしたということになります。  
新町の名称の決定につきましては、協議会に諮って決定をするということになっております。なお、広見町・日吉村合併協議会会議運営規定の第5条に表決が規定をされておりますけれども、原則的には全会一致で決するというようになっておりますが、ただし意見が分かれた場合には出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというふうに規定をされておるま

す。

ただ、新町の名称につきましては、全会一致がもしかなわれない場合には3分の2以上の賛成ということになるかと思えますけれども、それでもできない場合には5候補のうちの上位2候補等で投票による決選投票をしてはどうかというふうにも考えておりますので、その点も協議していただいた上で新町名の決定についてよろしくご協議いただきますようお願いいたします。

以上、提案とさせていただきます。

山本会長

以上で協議第3号の説明が終わりました。  
ここでご所見を受けておきたいと思えます。  
はい、どうぞ、坂本委員。

坂本委員

端的に、このページ3の番号1の鬼北がいいんじゃないかと思えますが、お諮りお願いいたしたいと思えます。

山本会長

はい、今坂本委員の方から、番号1、漢字の鬼北でありますけども、よろしいんじゃないかというご発言ございました。どしどしご意見をお出しいたしたいと思えます。

事務局申し上げましたように、原則は全員賛成という形が望ましいわけではありますが、さもなくば、これは前回2町1村で行いましたように最終的には投票になると思えますけれども、ご了解がいただければ満場でひとつご決定をいたしたいというふうに思えます。

松本委員

1番で賛成です。

山本会長

はい、賛成の声も出ておりますが、  
変わった角度からのご意見あれば承りたいわけではありますが、ございませんか。

谷口委員

賛成。

山本会長

はい、ありがとうございます。

2町1村の場合が、やわらかい平仮名のきほくでありました。今回1町1村の場合は漢字になるわけではありますが、いろいろ理由等読んでみますと、歴史的背景を論じるなればやはり漢字がいいんじゃないかというふうな意見も多かったようであります。

参考までに申し上げますと、資料にもございませぬと思えますが、1番の鬼北が109、それから2番の広吉が66、吉見が41、見吉が41、美郷が7と、こういうふうな、どうも投票数であったようでございます。で

すから、数の上でも圧倒的といえますか109、次が66でありますから、大方倍ほど賛成度合いが高いというふうに思います。

はい、どうぞ、山本委員。

山本重委員 今、意見出ておりますのに、私も鬼北でよろしいかと思えます。

山本会長 ああ、そうですか。はい、ありがとうございます。

ご意見が分かれば、今日も継続にさせていただいて次回に取りまとめと考えておりましたけれども、もう圧倒的といえますか、もう全員の方がよかろうということでございましたら、今日もう確認をさせていただくのもやぶさかではございませんので。

坂本委員 会長、別に反対はないようだったら。

山本会長 いいですかね、はい。

それでは、確認をさせていただきます。

小委員会でまとめていただきました番号1、漢字の鬼北でございますが、これをもって我々1町1村の新しい町の町名と決めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

山本会長 ありがとうございます。全員の承諾をいただきましたので確認と決定いたしました。

続きまして、新規協議に入りますが、協議第57号公共的団体等の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼いたします。会議資料の5ページをお開きください。

協議第57号公共的団体の取扱いについて。

公共的団体について、各団体の事情を尊重しながら新町での一体性を確保するため、統合に向け働きかける。

1、国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

2、商工会、森林組合及び社会福祉協議会については、統合に向けた協議をされるよう働きかける。

3、社会福祉団体、産業経済団体、教育関係団体などについては、統合するよう調整に努める。

4、独自の目的を持った団体については、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。

5、消防団については、次による。1、消防団の名称及び区域は合併時



に統合し、分団編成、所轄区域の見直しを行い、あわせて出動指令体制を構築する。2、消防団の団員である者はすべて新町に引き継ぐものとするが、任命要件を新町で新たに定め、随時定員の適正化に努める。3、消防機械器具はすべて新町に引き継ぐ。4、消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、合併時に新町として新たに協定を締結する。5、消防委員会は新たに組織する。6、消防団に関するその他必要な事項は、合併時に調整を図るとしております。

内容についてご説明を申し上げます。参考資料の1ページをお開きください。

その前に参考資料の2ページになりますが、留意事項左側の分ですが、下から14行目に愛媛県の方針というふうにした下に、平成19年4月1日までにというふうな表示をしておりますが、ちょうど19年度と19年度末というふうなことがあります。19年と20年の記載間違いをしておりますので、その19年を20年に訂正をしていただけたらと思います。訂正が終わりましたら内容のご説明を申し上げたいと思います。

まず、1ページ目からになりますが、そのページの左側中ほどに留意事項の欄に、合併市町村の区域にいつまでも従来の市町村単位で各種の公共団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立の上から好ましいことではありません。合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務が定められています。

ここで公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体などの文化事業スポーツ団体と、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとして、市町村合併に係る公共的団体の統合についての基本的な考え方が記されています。そのような中から、今回の町村合併により新町となる区域の公共的団体には統合に向けた働きかけを行います。

また、次のページを2ページをお開きいただきいただきましたら、左側の先ほど訂正をいただきました欄の商工会の中盤から、愛媛県が今年3月に商工会議所及び商工会の関係者から意見を聞いて、県としての考え方をまとめられた内容を記載しております。

これは、先日新聞報道によりまして明らかになったものですが、これによりますと同一行政区域内の商工会に関しては平成19年度中、平成20年4月1日までにになりますが、に合併を進め、合併をしない場合にはペナルティーも考えられているようです。いずれにいたしましても、それぞれの団体の置かれております立場の中で、統合に向けた調整を行っていただくよう働きかけていくことといたします。

次に、1枚めくっていただきまして、項目別調整方針の中に両町村の消防団の現状と消防委員会について記載をしております。

まず、名称ですが、具体的調整方針としまして、名称、区域は合併時に統合するとしております。

次に、定員ですが、広見町が433人、日吉村が150人の団員が条例で規定されております。具体的調整方針としまして、2町村の団員はすべて新町に引き継ぐものとするが、合併後定員の適正化について随時検討するとしております。

次に、組織ですが、現在両町村の消防団の本部及び分団の状況を記載しております。後ほど別紙でご説明申し上げますが、具体的調整方針としましては、日吉村の分団編成を見直して、現在の日吉村の6分団を2分団、各分団を3部編成にいたしますが、に統合し、広見町は現行5分団とし、7分団と編成する。本団に本部を設置する。女性消防団は、団長の指揮のもと1分団として、活動については現行のまま新町に引き継ぐ。名称、所轄区域及び部、班編成を調整し、出動指令体制を新たに構築するとしております。

1枚開いていただきまして、階級につきましては、広見町には部長がありますが、日吉村には部長がございません。これにつきましては組織の編成に合わせ、後ほどまた説明をいたしますが、具体的調整方針としまして新たに階級を編成するとしております。

次に、主な行事ですが、消防団の行事、訓練については年間どちらも同じような行事、訓練内容となっております。格別な差はありません。具体的調整方針としまして、合併までに調整を行うとしております。

次に、団員の任命要件ですが、これにつきましても具体的調整方針としまして合併までに調整を行うとしております。

続きまして、消防車両などですが、現在の消防用自動車、ポンプ等の状況について記載しております。これにつきましては、具体的調整方針としましてすべて新町に引き継ぐとしております。

次に、消防相互応援協定につきましては、日吉村の西部四国山地消防相互応援協定以外は両町村とも同じ協定の締結をしております。消防相互応援協定につきましては、合併にあわせ消防団の統合がなされることにより、それぞれの応援協定について新たに締結をしなければならないものと考えます。具体的調整方針としまして、2町村のこれまでの経緯を踏まえ、すべて新町に引き継ぐものとし、合併時に新町で新たに協定を締結するとしております。

次に、消防委員会ですが、広見町には組織されておりますが、日吉村にはありません。具体的調整方針としまして、新たに組織するとしております。

なお、欄外に記載しておりますが、消防団の設置及び区域については条例で定めることとなっております。1町村あたりの設置数の規定はあり

ませんが、昭和60年4月以降市町村の合併が行われた例においてはすべて統合されております。

次に、1枚を開いていただきまして、そこに新町での消防団の組織案、それから本部組織案及び階級案を記載しております。合併をしますと管内が拡大し団員数もふえますので、団長の指揮のもと旧町村単位で副団長を1名置き、その下に指揮隊長を配置いたします。

消防につきましては、住民の把握、また住宅消防水利及び道路網の熟知など、地域に密着した知識が必要となることから、大規模災害等以外は合併後も基本的には旧町村単位で副団長の指揮のもと活動することといたします。

分団編成は、先ほどもご説明申し上げましたが、その表に記載した案としております。

本団につきましては、正・副団長、指揮隊長及び本部女性消防団をもって構成し、本部は指揮隊長の指揮のもと消防主任と連携を保ち、消防団が円滑な活動を行えるようにいたします。

また、女性消防団につきましては、予防消防、啓発活動に重点を置き、両町村内の管内において活動いたします。

階級につきましては、指揮隊長を新たにつくりませんが、これまで団長、副団長と複数の指揮権者で管轄をしていた広い管内で副団長1人では何かと不都合の生じる場合があるとの判断から、副団長を補佐し、現場指揮に当たる指揮隊長を加えることといたしました。職といたしましては副団長相当職となります。

また、合併後消防団の組織の一体性が確保されたなら、随時本部の構成、管轄範囲等の見直しを行ってまいります。

なお、非常事態はいつ起こるかわからないため、新町での活動体制について、合併までに両町村の幹部及び関係者による打ち合わせを十分に行い、合併当初からスムーズな活動ができるよう体制整備を行うこととしております。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

以上で説明が終わりましたが、公共的団体等がかなり広範にわたっておりますので、それぞれご質疑といいますか、ご意見があると思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

はい、どうぞ、坂本さん。

坂本委員

この計画案でいいんじゃないかな。

山本会長

賛成のご発言でございます。

坂本委員

異議ありません。

山本会長 調整項目としては5つに分かれておりまして、第5項の消防団については細部に6項目に分けているという形でございますが、もうそれぞれ説明がございましたので項目ごとに確認はとりませんが、全体的に原案でいいということございましたら確認をさせていただきたいわけですが、格別ご異議ございませんか。

一同 異議なし。

山本会長 はい。ご異議ないようでございますから、協議第57号につきましては原案のとおり確認と決定させていただきました。

続きまして、協議第58号各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについてを議題として、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長

失礼をいたします。会議資料の6ページをお開きください。

協議第58号各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて。

1、農業基盤整備事業については、実施地域の状況に応じ最適の事業制度で実施する。

2、農道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。

内容についてご説明を申し上げます。参考資料は6ページをお開きください。

まず、農業基盤整備事業ですが、現在2町村で農用地区域面積が915ヘクタールあります。鬼北地域は第1次産業が主産業でありまして、これまでも圃場整備などを基盤整備につきましてはそれぞれに鋭意取り組んでまいりましたが、今後におきましても必要に応じ基盤整備を進めます。

具体的調整方針としまして、農業基盤整備事業については現行のまま新町に引き継ぐが、事業形態が2町村まちまちであり、合併後の基盤整備事業については事業規模、農地の利用状況、土地の形状などにより、最適の事業制度により実施するとしております。

次に、農道事業ですが、農道につきましては現在両町村で798路線、122キロメートル余りの距離が農道台帳に記載されておりまして、今後新設、農道改良などの事業が発生してまいります。しかし、これら農道につきましては現在明確な管理規定がなく、地域の慣例などで管理されております。今後は管理基準を明確にし、維持管理に当たる必要があります。

具体的調整方針としまして、農道事業については現行のまま新町に引き継ぐ。新町において、農道管理規則などを新たに整備し、維持管理を行うとしております。

以上でございます。よろしくご審議ください。

- 山本会長           はい、説明が終わりました。  
                      ご質疑を受けたいと思います。  
                      はい、どうぞ、河野委員。
- 河野委員           これ幼稚な質問なんですけれども、ここで言う農業土木の定義というのがちょっと小さ過ぎるんじゃないかと、私の勘違いかもしれませんが、基盤整備と農道が農業土木ではないように思うんですが、いかがですか。
- 山本会長           事務局。
- 宮本班長           農業土木につきましてはまだまだ多数の事業内容がございますが、ここではあえて農業基盤整備事業と農道のみ取り上げております。  
                      その他につきましても、両町村におきまして行っております農業土木の事業につきましては、法令、それから条例等に基づいて行っておるもの、また町村単で行っておるものもありますが、それらにつきましては引き続きいいものを取捨しまして新町に引き継ぐという形をとらせていただきたいというふうに考えております。
- 山本会長           河野委員、よろしいですか。はい、いいこともないかもしれんが。  
                      ただいまのご質問で事務局解説といいますが、ご答弁申し上げましたが、どういいますか、確かに幅は広いと思いますけれども、合併協議会でそれまで全部包含して調整というか、それはなかなか今の時点では必要かどうかという問題等もありますので、事務局の説明でひとつご了解をいただきたいと思います。  
                      それでは、協議第58号につきましても原案のとおり確認をいただいてよろしゅうございますか。
- 一同                異議なし。
- 山本会長           はい、ありがとうございます。全員のご了解いただきましたので、確認と決定いたしました。  
                      続いて、協議第59号各種事務事業（下水道業務）の取扱いについてを議題として、事務局の説明を求めたいと思います。
- 宮本班長           失礼いたします。会議資料の7ページをお開きください。  
                      協議第59号各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて。  
                      1、公共下水道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。  
                      2、農業集落排水事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については広見町の例による。  
                      3、浄化槽設置整備事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、要綱

については広見町の例により新たに定める。

4、浄化槽市町村整備推進事業については、現状のまま新町に引き継ぐとしております。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の7ページをお開きください。

まず、公共下水道事業についてですが、公共下水道事業計画については平成8年度に県下一斉に策定されまして、2町村にも計画はありますが、平成14年、15年度の見直しで日吉村では公共下水道区域についてはなくなっております。

具体的調整方針としまして、公共下水道事業については2町村で作成した下水道化基本構想に基づき、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に、農業集落排水事業について、2町村ともに事業計画があり、また広見町においては一部事業が完了し既に運用されております。

具体的調整方針としまして、農業集落排水事業については2町村で作成した下水道化基本構想に基づき、現行のまま新町に引き継ぐ。管理については、現在の広見町の例によるとしております。

1枚開いていただきまして、浄化槽設置整備事業ですが、現在国庫補助事業の規定に基づく事業が行われており、両町村ともに差異はございません。

具体的調整方針としまして、合併処理浄化槽については、2町村とも補助基準に差異はないので現行のまま新町に引き継ぐ。補助金交付要綱については、広見町の例により新たに策定するとしております。

次に、浄化槽市町村整備推進事業ですが、これはさきに説明いたしました浄化槽設置整備事業が個人の設置する浄化槽に対しまして市町村が設置をして管理を行い、住民は使用料を納めるという制度の浄化槽であります。今年度から広見町においても事業を実施いたします。

具体的調整方針としまして、浄化槽市町村整備推進事業については、国の同じ制度に基づいて行っているため現行のまま新町に引き継ぐ。日吉村の浄化槽市町村整備推進事業については、現行の計画について現行のまま新町に引き継ぎ、計画期間終了後は広見町の例によるとしております。これは、現況欄にも記載しておりますが、日吉村の分担金の負担について平成15年度から17年度の計画期間については村が負担し、計画終了後については広見町と同じ、同じく個人負担にするというふうなものです。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

はい、説明が終わりました。

ご質疑、ご意見を受けたいと思います。

はい、どうぞ、河野委員。

河野委員 質問いたします。  
今の説明にありました、日吉村の浄化槽の分の村が負担する総額はおよそどれくらいになりますか。わかれば結構です。

山本会長 じゃ、大森委員お願いします。

大森委員 はい。私の方から、概数でございますがご説明申し上げたいと思います。

今回の浄化槽市町村整備事業計画は17年度までの計画でございまして、15年度から17年度までということでございまして、170基を計画いたしております。それで、15、16で約100基整備をいたしましたので、残り50基が17年度の事業となろうかというふうに思っております。

これに対する負担金ですが、これもざっとした概算でございますが、約4千万円から5千万円程度になるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

なお、つけ加えをさせていただきますが、この事業、農集事業あるいは浄化槽事業、併せて公共下水道化の事業につきましては、昭和51年ごろから日吉村でいろいろ議論をされていたところでございます。そのネックになっておりましたのが用地の関係でございますとか、あるいは設置する箇所等の問題、それから最大の原因は、やはりこの受益者負担の関係がありまして、いろいろ話がありましたけれども計画が中断をされていたわけでございます。

山本現村長が最初に立候補されたときに、実は今まで手の施されなかったところに事業をやりたいという公約がございまして、山本村長が精力的に計画の推進について働かれてきたわけでございます。その結果、15、16、17年度の3年間に合併浄化槽をやろうと、あるいは農集につきましては平成19年度までの計画で事業を開始したところでございます。

いろいろ端的に申しますと、駆け込み事業ではないかというふうな批判もあろうかと思っておりますけれども、この点につきましては従来からの計画を行うことになったんだということでぜひご理解をいただきたらと思っております。これは合併がなくてもそういう方向で事業を推進していくという予定の事業でございましたので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、これらの財源につきましては、現在保有いたしております財政調整基金等をそのまま持ち込みをさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

山本会長

はい。以上が概要であります。私の方からもつけ加えますが、合併処理浄化槽については、今ありましたように15、16、17、この3カ年度で約160基ばかりを予定いたしておりますが、総事業費が約2億1千2百万円、総事業費が。これは宅内配管も含めてでございます。大体、本体工事が1基100万円が相場のようにあります。したがって、160基入れば1億6千万円ということになると思うので、この10%については今助役言いましたように総額2億1千2百万円ほどでありますから、それに当たる10%であれば当然2千万円ということになると思いますが、それだけのものは全体的に確保するというものでありまして、もう既に15、16で終わりますから、残りの17年度分はそれほど大した数字じゃないんじゃないかなというように思っております。

はい、どうぞ。

坂本委員

17年度は残りは大したことないって言われるけど、50基は、今助役が言われたように17年度は50基、50基というと大体5千万円ぐらいですね、事業費が。事業費5千万円の分担金って10%、1割ですね、5百万円ということですが。これ今助役も説明されたように、15年から16年の分については駆け込みとかというて、そんな表現もしないし、そういう思いも私は持ちませんが、それはそれでいいんですけど、長年の村長の立候補する公約であったということで長期的計画のことなんで、合併を前提した駆け込み事業とは思えないし、それはいいんですけど、17年1月1日に合併をして、17年度は、17年3月末までは16年度ですね。がしかし、17年度4月からになるだろうと思います、50基については。これは、合併して住民感情として、これ村が負担するんじゃないですよ、この17年度の事業は。新しい鬼北町が負担するんですね。でしょう。広見町区域内のものは、その受益者が負担するっちゃうその住民感情がそれできちっと整理ができるかなということにいささか心配をしておりますが、その点については日吉の立場で、そう言わんと理解をせよと言われるのか、そんな矛盾もないし、いいじゃないかと言われる論法があるのかどうか、ちょっとお尋ねしときたいなと思います。

大森委員

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まるっきり当然だというふうな考え方はもちろんございません。ただ、最初に申し上げましたように、村長就任以来からのそういう公約で始めた事業でございます。同じ計画の中に170基のものが入ったわけでございます。そのうち100基については15、16で日吉村でやっとな、たまたま合併があったために残りの50基がその負担金が要ということになってくると、ちょっと日吉村の住民に対して不公平があるんじゃないかなということでご心配をしております。もちろん広見町の町民の皆さんのお考え方も十分ご理解ができるわけでございますけれども、再々申し上げますが、公



約で始めた事業でございますので、この計画の中の170基のものについては何とかご理解をいただいて、負担金を要しないと、ゼロにしていただくということをお願いを申し上げたいわけでありまして、重々それは当然だから横着な考え方で負担金をゼロにしてほしいというふうな考え方は持っておりません。ぜひご理解をいただきたいというふうにお願いを申し上げてるわけでございます。

山本会長

私の方からもつけ加えてお願いをさせていただきたいと思いますが、今助役申し上げましたように、平成11年3月に不肖村長の職を与えていただきまして、その当時から最も上流地域に位置しておるので、この際何としても生活排水の処理をさせていただきたい、これがやはり広見川をよみがえらせる最も有効な手段であるというふうなことを訴え続けてきたわけでありまして。

たまたま町村合併の話も出てまいりましたので、それとあわせて地域懇談会の中で二本立てにして住民の方々の説得に努めてきたところでありました。総戸数700戸ございますが、今のところ93%の賛同率を、これは集落排水含めてでございますがちょうだいいたしております、もう既に集落排水の本管理設工事も着々と進んでおりますし、ご承知のようにこれだけの事業の取り組みについては、国なり県の実情を事前にきちっと取りつけないとできる仕事でございませぬので、駆け込み云々の話はこの協議会で私聞いたことはございませぬが、2町1村の間ではちらっと耳にしたことございます。それ私格別反論いたしておりますが、そう簡単にはできる仕事でございませぬので、集落排水と合併処理浄化槽160基合わせますと約20億円の総事業費であります。日吉にとっては大変これは大事業でございますけれども、何としても上流地域の我々としてはこれをやり遂げさせていただきたいという思いが強うございます。

したがいまして、いささか広見町の取り組みと違いがあるようでございますけれども、その点をひとつご理解を賜りたいというふうに切にお願いをしたいわけでございます。

はい、どうぞ。

坂本委員

今会長が言われたように、この合併のきぼく合併が設立した当初に、一部の広見町の地区から厳しい日吉村のやり方について批判がありました。それはどなたか知りませんが、日吉の議員が、合併をしたらできなくなるから、合併をするまでにこれは全部やるんだと、引き込み線、本管はもとより、本管ができなくても引き込み線の分だけは全部町負担でやるんじゃないかと、ということでやりよると、これはまさに駆け込み事業だという、私も何度も電話がありました。だから、村長と助役のとき私行きましたね。どなたが言うんか知らんけど、そういう愚かなことを言われると日吉村との合併について非常に違和感を感じなくてはならないようなこととなります。

から十分な注意をしてもらいたいと、言動にということを私も確かに村長にも申し上げました。

そのときに、長期的計画なので必ず駆け込み事業ではありませんという説明がございましたから、その趣旨のもう基本的には今もお話がありましたように、やはり広見川を清流化するということは、源である日吉村からやらないかんという、これは意に即した計画でもありますし、いささかの疑問も私たちは考えておりませんが、何とか理解をせよと言われたって、これ何か暫時休憩でもして、大体500万円の負担金のこの財源の持ち出しの方法、捻出の方法を慎重に対応しておかないと、鬼北町になってから1年間、これは旧村が住民と約束しとったことやからということ、これはそういうことでは合併をした町が、住民がその不公正ということに対して確かに不満が出るだろうと思います。

これは、持ち下げにくくなりますからというて、そんなことはだめですよという考えはありませんけど、この50基の5千万円の事業の10%の5百万円の負担金、経費の持ち出し方法について、捻出方法については十分検討してやらないと、こういうやり方では私はいけないと思うんです。こんなことでは、やっぱり合併をして、2町村が対等に合併をしてなぜこんなことなるんだということ、そういう疑問を払拭する理由は立ちませんから、これは簡単なようで簡単じゃないんですよ。だから、暫時休憩を会長してもらいたい。

山本会長

ちょうど開会いたしまして1時間が近くなりましたので、これで休憩をとらせていただきます。

再開を3時15分、15分程度休憩をとらせていただきます。

- 休憩 -

山本会長

再開します。

お約束の時間を3分ばかり経過いたしまして恐縮いたしております。

休憩中に1町1村の理事者協議いたしました。

1つは、冒頭申し上げましたように日吉村としては一つの方針に基づいて、できるだけ100%の加入率を追求する中でこの事業に取り組むということできておりましたので、いささか取り組み方が広見町とは相違する点がございます。

そこで、合併までの間は当然私の考え方、さらには議会の同意をいただいておりますのでその方向で進みますが、17年度に残る分、これは新町に入ってから事業になりますので、それをそっくり従来の日吉村の取り扱いどおりで引き継ぐということにはいささか問題がございますので、この参考資料8ページにございます分担金の事業費10%という問題の(村費)と書いておりますけども、これを削除していただきたい。

17年度に施工いたします残り約50基の合併浄化槽につきましては、新町に、どういたしますか、特別なご負担をかけない状況で広見町と同程度のといたしますか、同趣旨の扱いをさせていただくということで、日吉村の方におきまして16年度の12月31日までの間に、合併までの間ですね、県とも十分協議する中で適当なと申しますか、妥当な方針を立てまして処理をさせていただくということに協議が調いました。

以上でございます、やや抽象的な話になりますけども、問題が問題でございますからこれ以上は具体的な話がしにくいわけではありますが、要約いたしますと17年度に着手する分については広見町と差異がない状況をつくるということでひとつご理解をいただきたいと思えます。

はい、どうぞ、大森委員。

大森委員

ちょっと補てんさせていただきますが、右線か左線かによって広見町の皆さん方にも不公平感を与えることになる、日吉村の現の村民の皆さんにもまた不公平を与えるということになるわけです。とは申しまして、新しい町の中で不公平が出るということについては問題がありますので、旧日吉村の不公平に対しましては、これは日吉村の方で合併までにそれらの措置をさせていただくということでご理解をいただいたらと思えます。

それから、具体的に調整方針の中で今の10%カットということをお願いしましたが、これは現況でございますので、このままにさせていただいていいんじゃないかというふうに思えます。

ただ、調整方針の中で浄化槽市町村整備推進事業については、8ページですが、国の同じ制度に基づいて行っているのも現行のまま新町に引き継ぐと、その次に日吉村の浄化槽市町村についてはということが書いてありますが、これが今の問題になってございますのでこれをカットしていただければ、あとは会長が申し上げたとおりのことになるんじゃないかというふうに思えますので、そのようなことでお願い申し上げたいと思えますが。

坂本委員

はい、了解。

山本会長

ありがとうございます。  
了解いただけましょうか。

一同

異議なし。

山本会長

それでは、集約させていただきますが、協議第59号につきましてはプリントのとおり1項から4項まででございますが、このとおりで一応確認をとらせていただきます。異議ございませんか。

一同 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございました。  
続きまして、協議第60号各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼いたします。会議資料の8ページをお開きください。  
協議第60号各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて。  
1、ごみ収集法等については、新町において新たな制度を設けるものとする。  
2、ごみ収集箱補助、生ごみ処理機補助については、各補助事業の内容を十分考慮し、調整を図るものとする。  
3、最終処分場については、宇和島地区広域事務組合で計画している鬼北地区廃棄物最終処分場の稼働時までは、広見町の現処分場を活用する。  
4、し尿処理、汚泥運搬及び浄化槽清掃については、新町で策定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する。

日吉村火葬場については、広見斎場の区分、利用料に統一するとしております。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の9ページをお開きください。

まず、一般廃棄物ごみ収集についてですが、これについては両町村それぞれに収集体制、収集内容などに差がございます。

具体的調整方針としまして、ごみ収集方法等については新たな基準を定めるものとする。また、野焼きの禁止、動物による散乱防止の点を踏まえ、新町においてはごみステーションによる収集方式とし、ごみステーション設置に対する補助制度は引き続き継続するとしております。

次に、生ごみ処理機補助についてですが、両町村とも電気式生ごみ処理機についての補助は同じですが、日吉村についてはコンポストに対する補助も行っております。しかし、現況といたしましてコンポストの補助申請がほとんどなく、補助額も低いため、新町では電気式生ごみ処理機のみ補助を行うことといたします。

具体的調整方針としまして、電気式生ごみ処理機補助については、生ごみ減量化を図るため、新町においても引き続き継続する。一般のコンポストについては補助対象外とする。

次に、最終処分場についてですが、次のページめくっていただきまして、現在広見町については不燃物処理場がありますが、日吉村は業者の委託処理を行っております。業者の委託処理につきましては、中予の業者に委託しておりまして多額の経費が必要となることから、具体的調整方針としまして、日吉村の業者委託処理については廃止し、現広見町の処分場を活用する。不燃物の内容については、資源ごみと廃棄ごみの分類を徹底

し、減量化に努めるとしております。ごみの減量化については、リサイクル法などに基づいた徹底した分別回収を行うことによりかなりの量が減ると考えられますので、住民の方々への啓発も十分に行い、取り組みたいと考えております。

次に、し尿処理及び浄化槽清掃についてですが、現在両町村では内容に差がございません。し尿処理については、廃棄物処理法に基づき策定される市町村の一般廃棄物処理計画によって実施されており、市町村の責任において処理しなければなりません。浄化槽清掃については、浄化槽法により規定されておりますが、業務内容が一般廃棄物処理計画と関係しております。

具体的調整方針としまして、現在2町村では業務内容に差がなく、現行のまま新町に引き継ぐ。新町においては、今後の農業集落排水事業の進捗状況や浄化槽の設置状況を把握し、新町での一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に基づいて市町村の責務である清掃業務の円滑な実施ができるよう調整するとしております。

次に、火葬場について、広見町については宇和島地区広域事務組合の広見斎場を利用しておりますが、日吉村については独自に日吉村火葬場を利用しております。それぞれに利用状況、利用料等に差がございますが、具体的調整方針としまして広見斎場の区分、使用料に統一するとしております。利用範囲につきましては、現状の利用状況を勘案して合併までに調整を行います。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

説明が終わりました。  
これから質疑、ご意見を受けたいと思います。  
はい、どうぞ、坂本さん。

坂本委員

特に異議はありません。

山本会長

はい、ありがとうございます。  
ご異議ないようでございますが、いかがでございましょう。原案のとおり確認させていただいてよろしゅうございますか。

一同

異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございました。  
それでは、協議第60号につきましては原案のとおり確認と決定させていただきます。

以上で協議案件は終わりますが、その他といたしまして前回の協議会で宿題になっておりました大字の問題について事務局の方で検討させており

ますので、その後の状況について説明を申し上げたいと思います。

宮本班長

失礼いたします。会議資料の9ページをお目通しいただいたらというふうに思います。

町字名の取扱いにつきましては、2月5日の第2回協議会において確認をいただいておりますが、その折名称変更等についてのご質問がありまして、会議資料にも記載しております地方自治法第260条の取扱いについて、町字名の区域の変更または名称の変更を伴う場合、議会の議決を経て県知事に届け出ることとなっており、旧町村でその手続を行って合併するか、新町で移行後に行うか、2通りがございますというふうな説明を申し上げておりましたが、その後県に連絡をいたしまして協議をいたしましたところ、先進事例などから3番目に記載しております合併の日付と同時に変更できる方法についてご教示をいただきました。

これにつきましては、新町発足と同時に字名の変更を伴う場合は新町の議会の議決が必要になるため、時間的に問題がございます。時間的な問題はございますが、合併というふうな特殊な事情を考慮して合併協議会で確認をされた場合、合併期日と同日付で新町の町の職務執行者の専決処分により知事に届け出、知事が告示をするというふうな方法がありますという回答をいただいております。

ただ、これはあくまでも新町での名称変更になりますので、その後の議会での議決が必要となります。また、旧町村の議会における議決というふうなことは、新町の名称変更になりますのでできませんが、旧町村の議会での名称変更、大字名、町名の名称変更についての内容の承認は取りつけておく必要があります。

県の告示につきましては、合併と同日付になることから通常の事務処理に要する時間がないために、合併以前に事前協議を行い、段取りを行っていく必要があります。

さきにも述べましたように、町字名の取扱いにつきましては第2回協議会で確認されており、基本的には再議には付さないという原則があることをつけ加えまして、第2回協議会においてご質問のありました内容についてのご報告とさせていただきたいと思います。

山本会長

以上で説明が終わりました。

ご質疑、ご意見を受けたいと思います。

どうぞ、芝委員。

芝委員

先ほど説明がありましたように、この大字名の取扱いについて前回の協議会の折に私が申し上げたことをごさいます、大字を廃して何か私の、日吉であれば大字のかわりに日吉という名称を冠して大字の上へつけたいということをお願いをしたわけですけれども、その点についての今の説明

では、今の日吉村の議会の議決を先にしてやればできるということなんでしょうか。

山本会長 事務局、今の質問に対して。

宮本班長 町字名の取扱いにつきましては、現行のまま新町に引き継ぐということで確認をいただいております。その中身につきましては、現行のままという現行につきましては合併時点というふうなことで考えておられて、前回もいろいろ質問がありました中に、現在の町村で字名を変更して新町に現行のまま引き継ぐ場合と、それから新町になりまして字名の調整、大字という冠詞2つを除いてはどうかという意見もございましたので、それにつきまして新町で行う場合と現在の町村で行う場合と、そういうふうな2通りの手法がございますという説明を申し上げておりました。その点については、今も変わりはないというふうに思います。

ですから、旧町村の中で名称を変更して、変更したものが議会で議決をされ、県知事に届け出をして県知事の告示がありまして、効力が発生しましたらその効力が発生したものが新町に持ち込まれると、それはそのまま引き継がれるというふうなことに判断できるというふうに考えております。

ただし、その場合に、新町での町名変更に伴う各種手続の手続と、それからそれ以前に行われます名称の変更に伴う手続というふうな、そういうふうな手続が2度にわたって発生するというふうなことも考えられるというふうなことも、前回たしか申し上げたものではなかったかなというふうに考えておりますが、そういうふうなことでございます。

芝委員 それでは、現在の私の提案については、日吉村の議会においてまず審議論議をして後に持ち込めば、現在の状況の中では8月協定ということに大体決まっておるようですけれども、8月の協定までにそういうことが必要であるということですね。

宮本班長 はい。8月の調印の折には、今の現状では現行のまま新町に引き継ぐということになっておられて、その現行というふうな時点をいつにとらえるかという問題はあるとは存じますが、合併をする時点というふうにとらえるのが一般的かというふうに思いますので、8月までにとということではなく、旧町村が存続しとる間にというふうにご理解いただける方がいいかなと思います。

芝委員 わかりました。

それでは、ここの合併協議会の場でこの大字を廃してということについてのみ論議をしてよろしいと、その後の名称のつけ方については合併まで

に各町村の中で決めていただければよろしいと、簡単に言うたらこういうことになりますね。

山本会長

いや、ちょっと。事務局の説明を求めますが、今の質問からいくと大字というその2文字をカットするといいますが、削除するという案件、これは格別この協議会で議論すべき内容では私はないと思うんです。これは、それぞれの町村の議会でそれをご審議いただいて知事に届ければ済む話であります。

しかし、2月第2回の協議会で確認いたしました字の取扱いは現行のまま引き継ぐという原則になっておりますから、現行というのは宮本君言いましたように、いつの時点をとらえるか、17年1月1日にとらえれば、それまでの間におのおのの議会で必要あれば大字の名称の変更は可能なわけです。それか、若しくは新町になってから新町の町長の判断なり新町の議会でご決定になるという方法もあります。

ですから、協議会では一応現行のまま引き継ぐと、字名は引き継ぐということで原則確認いたしておりますので、これはこのままやっぱりいらうといいますが、手を加えることはいかがなもんかというふうに思っております。現行のまま引き継ぐと、これですばり私は、どういいますか、効力といいますが、目的は達しておるというふうに理解いたしております。

芝委員

大字名については、各町村の考え、判断でなくてもよろしいということですね、結論的に。

山本会長

第260条から。自治法260条の規定を適用しますので、それからいけば可能であります。

芝委員

はい。ここで論議をする必要ありません。

山本会長

ここで決める性質のものではないと思うんです。

芝委員

わかりました。

山本会長

大字の取扱いにつきましては、今ほど事務局の説明のとおりでありまして、大字という2文字が不要であると、こういうご判断であれば、議会に諮ってそれぞれの町村の議会でそれを可決すれば、知事に申請したら恐らく通ると思います。

以上で宿題になっておりました大字の取扱いについては終わりたいと思います。

それでは、次回の開催日程調整をしたいと思いますが、6月は第1木曜日が3日のようであります。6月3日午後2時から、日吉村住民センター



3階ホールで開催したいと思いますが、日程調整の方よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、閉会させていただいてよろしゅうございましょうか。

一同 異議なし。

山本会長 はい。  
それでは、松浦町長さんの方からごあいさつをいただきたいと思います。

松浦町長 失礼をいたします。閉会のあいさつの前に一言、私事で恐縮なんですけれども、お礼やらお願いを申し上げさせていただく時間を拝借いたしたいと思ひます。

開会の折に、山本会長さんの方からお話をいただきました。今回4月25日に実施をされました広見の町長選挙、私も皆さん方のご支持の中で4回目の挑戦をいたしました。ご案内のとおり、おかげで立派な成績で当選をさせていただくことになりました。もう新聞等でご案内をいただいとると思ひますが、わずか7カ月余りの任期でございますけれども、私に課せられた課題というのは、やはり日吉の皆さん方と信頼と互譲の精神の中で今進めさせていただいております合併をけりをつける、そのことによって広見町の幕引きとしての役割を責任を全うしたいということで立候補いたしました。

ご承知のように、2町1村ということも住民投票条例問題等々の中でも議論をされておりますが、私としては一応住民の皆さん方も私がということはないんですが、現在進めております1町1村の合併をご承認をいただいたというふうに受けとめさせていただいております。そういったことで、今後ともまた日吉の皆さん方とともに、今課せられておる課題をともに私も全力を傾注をして、17年1月1日の合併を目指して努力をしていきたいと思ひますので、今後ともご理解とご支援、よろしく願ひいたしたいと思ひます。

大変私事に入りまして恐縮でございますが、今日は新しい町の名称を決めるといふうなことで大きな議題もあったわけですけれども、全会一致で新しい町の名前も決まりました。大変ありがたい限りでございます。やはり由緒ある名前でございますし、私もいつもお話しさせていただいておりますように、単に広見町、日吉の合併だけでなしに、その新しい誕生する町がやはり山積する鬼北地方の課題もともに担っていかなくてはならない責任もあるんじゃないかというふうに受けとめさせていただいております。そういった意味からも非常にいい名前が決定したんじゃないかと、私も大変うれしく思っております。

今、今日も協議会が開かれておるようですが、宇和島圏域大変合併で揺

れておりますけれども、私たちは当初の信念のとおり、今後とも信頼と互譲の精神の中でお互い頑張っていきたいものだをご理解をいただきたいと思います。皆さん方のご協力に心から感謝を申し上げまして、今日の会を終わらせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人